

沖市介第 220002 号
令和 5 年 2 月 20 日

一般社団法人
沖縄県介護支援専門員協会沖縄支部
支部長 大城 真也 様

沖繩市長 桑 江 朝千夫



要介護認定事務へのご協力について（協力依頼）

余寒の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

平素より本市の地域医療、保健及び福祉の向上に御尽力と御協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、見出しについて、本市においては、「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」（令和 2 年 2 月 18 日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）等により、面会が困難な更新申請者に対する「臨時的な取扱い」として従来の有効期間に 12 箇月を合算する対応を実施してきましたが、「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の取扱いについて」（令和 4 年 10 月 14 日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）に基づき、令和 5 年 4 月 1 日以降に有効期間満了日を迎える被保険者は、通常どおり認定調査を受けて頂くことに取扱いを変更致しますのでお知らせします。

そのため、令和 5 年 3 月から約 1 年間は要介護認定申請件数が大幅に増加することが予想され、申請件数の増加に伴う要介護認定事務の遅延を少しでも回避するため、以下の点についてご協力いただきたくお願い申し上げます。

《協力依頼》

（1）代行申請時について

令和 5 年 3 月 1 日より、かなり窓口が混雑することが予想されますが、少しでも混雑緩和をはかるため、更新申請における代行申請時におかれましては、本市が送付する更新勧奨通知に記載された日時での来庁を宜しくお願い致します。

（2）認定調査における日程調整について

代行申請時におかれましては、被保険者又はその家族や施設等と事前に日程調整を行って頂きたいようお願い申し上げます。また、日程調整の際には、午前中（09:00～、09:30～、11:00～のいずれか）での実施にご協力をお願い致します。

【問い合わせ】

沖縄市役所健康福祉部介護保険課
認定係 島袋友輔

TEL：098-939-1212(内 3167)

mail：a42ninte@city.okinawa.lg.jp